

さいたま市低所得者支援給付金
及び定額減税補足給付金
支給要綱

令和6年5月31日

さいたま市

さいたま市低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金支給要綱

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金
 - 第1節 低所得者支援給付金(第3条—第20条)
 - 第2節 定額減税補足給付金(第21条—第22条)
- 第3章 補則(第23条—第24条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金 前条の目的を達するために、さいたま市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 第3条又は第20条に定めるところにより、低所得者支援給付金又は定額減税補足給付金を贈与される者をいう。
- (3) 支給 この要綱の規定により、市と支給対象者との間に成立した贈与契約の履行として、低所得者支援給付金又は定額減税補足給付金を現実に提供することをいう。
- (4) 申請 低所得者支援給付金又は定額減税補足給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、この要綱の規定により、市長に対して支給の決定を求める行為をいう。
- (5) 均等割 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第736条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）のうち、同法第294条第1項第1号の規定により、個人に対して課される同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- (6) 所得割 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第736条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）のうち、同法第294条第1項第1号の規定により、個人に対して課される同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。
- (7) 個人住民税納税義務者 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年4月1日法律第四号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除

を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額において、均等割を課されるべき者のうち、さいたま市市税条例（平成13年条例第67号）又はその他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例の規定により、均等割及び所得割の免除を受けた者を除いた者をいう。

- (8) 所得割納税義務者 個人住民税納税義務者のうち、所得割が課税されるべき者をいう。
- (9) 扶養親族等 個人住民税納税義務者と生計を一にする配偶者、地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族、同法第313条第3項に規定する青色事業専従者及び同条第4項に規定する事業専従者をいう。
- (10) 扶養者 申請者又は申請者と同一の世帯（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による世帯をいう。以下同じ。）に属する者と生計を一にする者で、当該申請者又は申請者と同一の世帯に属する者が個人住民税納税義務者の扶養親族等に該当するかを判断するために、市長が調査の対象とする者をいう。
- (11) 住民税均等割非課税世帯 同一の世帯に属する者全員が、令和6年度分の均等割について、個人住民税納税義務者に該当しない者（租税条約による免除の適用の届出によって均等割が課されていない者を除く）である世帯（ただし、令和5年度物価高騰対応重点支援給付金（他の市町村における同様の趣旨の給付金を含む。）の支給対象となった世帯（ただし家計急変世帯の区分により支給対象となった世帯を除く）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯を除く）
- (12) 住民税均等割のみ課税世帯 同一の世帯に属する者全員が、令和6年度分の所得割について、所得割納税義務者に該当しない者（租税条約による免除の適用の届出によって所得割が課されていない者を除く）である世帯のうち、前号に該当しない世帯（ただし、令和5年度物価高騰対応重点支援給付金（他の市町村における同様の趣旨の給付金を含む。）の支給対象となった世帯（ただし家計急変世帯の区分により支給対象となった世帯を除く）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯を除く）
- (13) 公的身分証明書等 申請者及びその代理人が本人であることを確認するための書類で市長が別に定めるものをいう。
- (14) 支給事務員 市長又はその委任を受けた市職員及びこれらの者の履行補助者（市長が別に定めるところによりこれらの者を機械的に補助する者）をいう。
- (15) 申請代理人 申請者の代理人として申請を行うことができる者をいう。
- (16) 代理申請 申請代理人による申請をいう。
- (17) 受給権者 第9条の規定により支給決定を受けた者をいう。
- (18) 受給代理人 受給権者の代理人として支給を受けることができる者をいう。
- (19) 法定代理人 民法の規定による親権者、未成年後見人、成年後見人、代

理権授与の審判がされた保佐人及び代理権授与の審判がされた補助人をいう。

第2章 低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金

第1節 低所得者支援給付金

(支給要件)

第3条 低所得者支援給付金の支給対象者の要件は、令和6年6月3日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）であって、次の各号の区分のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民税均等割非課税世帯の世帯主
- (2) 住民税均等割のみ課税世帯の世帯主
- 2 前項の規定にかかわらず、均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯の世帯主として、市長が別に定めるものは、支給要件を満たさないものとする。
- 3 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する措置を受けた者その他特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定めるところによる。

(支給額)

第4条 低所得者支援給付金の金額は、1世帯当たり10万円とする。

(申請)

第5条 低所得者支援給付金の支給を受けようとする者は、低所得者支援給付金確認書（申請書）又は低所得者支援給付金申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）（以下、これらを総称して「申請書」という。）を市長に提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の申請書を提出する場合には、申請書に公的身分証明書等の写しを添付しなければならない。
- 3 申請書の受理開始日は、市長が別に定める。
- 4 申請の期限は、令和6年9月30日とする。
- 5 第9条第1項第2号に掲げる方法により支給を受けようとする者は、同号に規定する口座を特定するための書類を申請書に添付しなければならない。ただし、申請に際し、あらかじめ口座が特定されている場合は、この限りではない。

6 前各項の規定にかかわらず、支給対象者が公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条に基づき、公的給付支給等口座を登録している場合又は令和5年度物価高騰対応重点支援給付金を受給している場合の取扱いは、市長が別に定める。

(代理人による申請)

第6条 申請代理人は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 申請者の法定代理人

(2) 親族又は代理申請を行うことについて正当な理由があると市長が認めた者

2 申請代理人は、申請者及び申請代理人の公的身分証明書等を申請書に添付しなければならない。

3 申請代理人が法定代理人のときは、前項に加えて、代理権を確認する書類として申請者の戸籍謄本又は戸籍抄本若しくは登記事項証明書又は家庭裁判所の証明書を申請書に添付しなければならない。

(申請の補正)

第7条 申請がこの要綱の規定及び第24条の規定により市長が別に定めるものの規定に適合していないときで、補正することができるものであるときは、市長は申請者又はその申請代理人に相当の期間を定めて補正を命じるものとする。

(支給決定及び不支給決定)

第8条 市長は、申請書の提出があった場合において、申請者が支給対象者に該当する場合は、低所得者支援給付金の支給の決定(以下「支給決定」という。)をしなければならない。

2 市長が支給決定をしたときは、受給権者に対して、次に定めるところにより通知する。

(1) 次条第1項第1号又は第2号に規定する支給方法による場合 低所得者支援給付金支給決定通知書

(2) 次条第1項第3号又は第4号に規定する支給方法による場合 低所得者支援給付金支給決定通知書又は低所得者支援給付金支給決定通知書兼受取証書

3 市長は、申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず低所得者支援給付金を支給しない旨の決定(以下「不支給決定」という。)をし、低所得者支援給付金不支給決定通知書により申請者に通知しなければならない。

(1) 申請者が支給対象者に該当しないとき。

(2) 申請者又はその申請代理人が前条に規定する補正の命令に従わなかったとき。

(3) 申請が偽りその他不正の手段によりされたとき。

- (4) 申請が第5条第3項の申請受理開始日から同条第4項の申請受理期限までの期間内にされなかったとき。
 - (5) 申請代理人又は受給代理人がその要件を欠くとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不支給決定を相当と認めるとき。
- 4 市長は、支給決定をしたときは、当該決定を受けた受給権者又はその受給代理人に対して、次条の規定により当該受給権者が選択した方法により支給しなければならない。

(支給)

第9条 低所得者支援給付金の支給は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。この場合において、第3号及び第4号に掲げる支給方法は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条に基づき登録されている公的給付支給等口座又は令和5年度物価高騰対応重点支援給付金を受給した口座（受給権者本人の名義で開設されたものに限る。）に振り込む方法
 - (2) 申請書に記載された受給権者本人名義の金融機関の口座（地方税法の施行地内で開設されたものに限る。）に振り込む方法
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条に規定する市の事務所及びさいたま市区の設置等に関する条例（平成14年条例第66号）第3条に規定する区の事務所のうち、市長が指定する事務所において現金を支給する方法（現金で支給を受けることにつき相当の理由があると市長が認めた場合に限る。）
 - (4) 前各号に掲げる方法のほか、市長が指定する方法
- 2 市長は、受給権者が前項第1号及び第2号による支給を希望した場合で、その支給のための口座を特定できないときは、第3号又は第4号の方法により支給することができる。
- 3 市長は、第1項第3号又は第4号の方法で支給をするときは、受給権者に対して、低所得者支援給付金支給決定通知書（兼受取証書）の交付を請求することができる。
- 4 前項の場合において、市長は、低所得者支援給付金支給決定通知書（兼受取証書）の交付があるまで、支給をしないことができる。

(代理人への支給)

第10条 受給代理人は、第6条第1項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 2 申請者は、第8条の規定により支給決定を受けた場合における受給代理人（以下この条において単に「受給代理人」という。）を選任するときには、

申請者及び申請代理人の公的身分証明書等を申請書に添付しなければならない。

- 3 受給代理人を選任する場合の前条の適用については、前条第1項第2号中「申請書に記載された受給権者本人名義」とあるのは、「受給代理人本人名義」と読み替えるものとする。
- 4 第6条の規定により申請代理人を定めた場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、受給代理人は、申請代理人と同一の者でなければならない。

(支給取消決定)

- 第11条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、支給決定を取り消すこと(以下「支給取消決定」という。)ができる。
- (1) 受給権者が支給対象者に該当しないことを市長が知ったとき。
 - (2) 受給権者又はその申請代理人が虚偽又は不正な手段により申請を行ったことを市長が知ったとき。
 - (3) 受給権者又はその受給代理人が支給を拒んだとき。
 - (4) 受給権者又はその受給代理人の責めに帰すべき事由により支給ができないとき。
 - (5) 第9条第1項第2号(前条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の口座を特定できないとき。ただし、同条第1項第3号又は第4号の方法で支給できるときはこの限りではない。
 - (6) 受給代理人が前条第1項の要件を欠くことを市長が知ったとき。
 - (7) 受給権者が返還等申出書により返還を申し出たとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が支給取消決定を相当と認めるとき。
- 2 市長は前項の規定により支給決定を取消した場合は、低所得者支援給付金支給取消決定通知書兼返還請求書により、その旨を受給権者に通知しなければならない。
- 3 市長が支給決定を取消した場合において、既に低所得者支援給付金の支給がされていた場合は、当該取消しを受けた者は、低所得者支援給付金をその支給の時から利息を付して市に返還する義務を負う。
- 4 前項の場合において、返還すべき金銭に付すべき利息の額は、低所得者支援給付金の支給がされた日の翌日から返還の履行の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年3パーセントの割合を乗じて得た金額とする。
- 5 市長は、第3項の場合において、受給権者が支給取消決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の利息を免除することができる。

(不支給決定等から支給決定への変更決定)

- 第12条 市長は、不支給決定又は支給取消決定(以下「不支給決定等」という。)をした場合において、その後新たに判明した事実が当該不支給決定等の基礎としたところと相違することを知ったときは、既に行った不支給

決定等を変更し、新たに支給決定を行うこと（以下「不支給決定等から支給決定への変更決定」という。）ができる。

- 2 前項の規定により生じた市の債務と市の債権が同一人については、第16条に定めるところによる。

（変更決定の申出）

第13条 申請者又は受給権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対して変更決定の申出をすることができる。

- (1) 申請書に記載した事項を変更するとき。
- (2) 支給決定又は不支給決定等を受けた後に判明した事実が当該決定の基礎とされたところと相違する場合で、当該事実に基づけば、支給対象者に該当することとなるとき。（当該事実に基づけば、給付金の支給該当区分が変更となる場合で、市長がやむを得ないと認める場合を含む。以下、「給付種別の変更」という）。

- 2 前項の規定による申出をしようとする者は、低所得者支援給付金変更決定申出書を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項第2号の規定により提出する第2項の申出書には、新たに判明した事実がその不支給決定等の基礎とされたところと相違することを証する書類を添付しなければならない（書類を添付できないことにつき、市長がやむを得ないと認める場合を除く。）。

- 4 市長は、低所得者支援給付金変更決定申出書の提出があった場合には、その申出に係る事実を調査し、申出に基づき変更決定をする旨又は申出に理由がない旨をその申出をした者に通知しなければならない。

- 5 市長が第1項第2号の給付種別の変更の申出に基づき変更決定をした場合において、既に低所得者支援給付金の支給がされていた場合は、当該変更決定を受けた者は、低所得者支援給付金を市に返還する義務を負う。

- 6 第4項及び第5項の規定により生じた市の債務と市の債権が同一人については生じた場合は第16条に定めるところによる。

- 7 変更の申出は、申請代理人も行うことができる。

- 8 低所得者支援給付金変更決定申出書を市長に提出した後、不支給決定等から支給決定への変更決定前に死亡した者の取扱いについては、民法第97条第3項及び第526条に定めるところによる。

（申出期間）

第14条 前条第1項の申出は令和6年10月10日まで行うことができる。ただし、期限までに申出がなされないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

（申請等の取下げ）

第15条 申出者が、申請及び変更決定の申出（以下「申請等」という。）を取下げようとするときは、低所得者支援給付金申請等取下書を市長に提出することにより取下げを行うことができる。

2 前項の取下げを行うことができる期間は、申請等を行った日から、当該申請等に係る支給決定、不支給決定等から支給決定への変更決定又は不支給決定がされる日までとする。

（相殺）

第16条 市長は、市が第11条第3項又は第13条第5項の規定による債権を有する場合には、その債務者が有するこの要綱の規定により生じた市に対する債権と相殺をすることができる。

2 前項の相殺は、当事者から一方に対して低所得者支援給付金相殺通知書を送達することによって行うものとする。この場合において、その意思表示には条件又は期限を付することができない。

3 第1項の規定による相殺の結果、差額が生じた場合の取り扱いは次に掲げる各号に定めるところによる。

(1) 相殺の結果、市に債務が生じた場合、市長はその差額を支給しなければならない。この場合において、当該差額の支給方法は、第8条第4項の例によるものとする。

(2) 相殺の結果、受給権者に債務が生じた場合、受給権者は、当該差額を返還しなくてはならない。

4 市長は、市がこの要綱の規定により生じた債権以外の債権（地方自治法第240条第1項に規定する債権以外の債権を含む。）を有する場合において、その債権と低所得者支援給付金に係る債務の相殺をもって、低所得者支援給付金の債権者に対抗することができない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第17条 低所得者支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（支給の履行期限）

第18条 支給は、支給決定の日の翌日から起算して1月（受給権者の責めに帰すべき事由その他正当な事由により市長が支給をできなかった期間を除く。）を経過した日までにしなければならない。

（関係書類の整備）

第19条 申請者は、低所得者支援給付金の申請及び支給に係る書類をその申請の日から5年間保管しなければならない。

第2節 定額減税補足給付金

（支給要件）

第20条 定額減税補足給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であつて、令和6年1月1日時点で市の住民基本台帳に記録されている者（市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による所得割が課される者を含む。）とする。ただし、第1号イに掲げる額及び第2号イに掲げる額がともに零である者は対象外とする。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）。ただし、令和6年度個人住民税にかかる合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る所得割納税義務者。ただし、令和6年度個人住民税にかかる合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分の所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年4月1日法律第八号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年4月1日法律第四号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第21条 定額減税補足給付金支給対象者の定額減税補足給付金の支給額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

(1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

(2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、定額減税補足給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月10日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める定額減税補足給付金の金額に反映しないものとする。ただし、定額減税補足給付金の金額に当該修正等を反映することについて市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

4 第3項ただし書の規定により、支給額が変更となる場合の手続きについては、第13条を準用する。

（準用規定）

第22条 第5条から第19条までの規定は、定額減税補足給付金について準用する。

第3章 補則

（様式）

第23条

この要綱の施行に関し必要な書類の様式は、市長が別に定める。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

（この要綱の失効）

第2条 この要綱は、令和6年12月31日を限り、その効力を失う。

第3条 第2条の規定にかかわらず、支給取消決定に関する同要綱の規定は、なおその効力を有するものとする。